

調査の概要

農林業センサスの概要

1 農林業センサスの目的

2020年農林業センサスは、統計法に基づく基幹統計調査（基幹統計である農林業構造統計を作成するための調査）として、食糧・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する各統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的として実施しました。

2 根拠法規

本調査は、統計法、統計法施行令（平成20年政令第334号）、農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）及び平成16年5月20日農林水産省告示第1071号（農林業センサス規則第5条第1項の農林水産大臣が定める農林業経営体等を定める件）に基づいて実施しました。

3 実施経過

昭和25年に国連食糧農業機関（FAO）の提唱する1950年世界農業センサス計画に沿って「世界農業センサス」として実施され、以後、農業について5年ごとに、また昭和35年から林業についても10年ごとに実施されてきました。

2005年から農業センサスと林業センサスを統合して5年ごとに実施されることになり、「2020年農林業センサス」は、農業で15回目、林業で9回目の調査にあたります。

4 調査の種類及び実施系統

本調査は、農林業経営体調査と、農山村地域調査に大別され、それぞれ次の組織系統により、実施しました。

(1) 農林業経営体調査

農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員－調査対象（農林業経営体）

(2) 農山村地域調査

ア 市区町村調査

農林水産省－調査対象（市区町村）

イ 農業集落調査

農林水産省－民間事業者又は地方農政局等－調査員－調査対象（集落精通者）

5 調査期日

令和2年（2020年）2月1日現在で実施しました。

6 調査の方法

農林業経営体調査は、統計調査員が調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行いました。その際、

調査対象から面接調査（他計報告調査）の申し出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査（他計報告調査）の方法をとりました。

なお、調査対象の協力が得られる場合には、オンラインにより調査票を回収する方法も可能としました。

ただし、家畜伝染病の発生等に起因して統計調査員の訪問が困難な場合は、郵送により調査票を配布、回収する方法も可能としました。

7 2020年農林業センサス（農林業経営体調査）の主な変更点

(1) 調査対象の属性区分の変更

2005年農林業センサスで農業経営体の概念を導入し、2015年調査までは、家族経営体と組織経営体に区分していました。2020年調査では、法人経営を一体的に捉えるとの考えのもと、法人化している家族経営体と組織経営体を統合し、非法人の組織経営体と併せて団体経営体とし、非法人の家族経営体を個人経営体としました。

(2) 調査項目の見直し

（※ 本書に掲載の統計表に関連する項目は下線表示）

ア 調査項目の新設

(ア) 青色申告の実施の有無、正規の簿記、簡易簿記等の別

(イ) 有機農業の取組状況

(ウ) 農業経営へのデータ活用の状況

イ 調査項目の削減

(ア) 自営農業とその他の仕事の従事日数の多少（これまでの農業就業人口の区分に利用）

(イ) 世帯員の中で過去1年間に自営農業以外の仕事に従事した者の有無（これまでの専兼業別の分類に利用）

(ウ) 田、畑、樹園地の耕作放棄地面積

(エ) 農業機械の所有台数

(オ) 農作業の委託状況

(カ) 農外業種からの資本金、出資金提供の有無

(キ) 牧草栽培による家畜の預託事業の実施状況等

8 本書の内容

本書は、「2020年農林業センサス」の「農林業経営体調査」の集計結果に基づき、横浜市の農業に関する主要部分を収録したもので、「農業経営体」に関する統計表を主として掲載しています。しかしながら、過去の『横浜市の農業』との内容の継続性を図るため、集計結果のうち「総農家」（販売農家、自給的農家別）についての統計表についても可能な限り掲載しています。

なお、「農林業経営体調査」は、農林業経営の内容を農林業経営体の所在する調査区域ごとに調査・集計を行うものであり、経営の対象となる保有農地、山林等は、調査区域の内外を問わずすべて農林業経営体の所在する調査区域で集計されます。

このため、横浜市の農林業経営体の調査結果は、必ずしも横浜市内に所在する農地・山林等の調査結果ではありません。特に林業においては、大部分が全国各地の山林を対象とした林業経営の調査結果となっており、横浜市内の山林の状況や林業活動を反映するものとはなっておりません。本書では、「農林業経営体調査」の農業部門についてのみ主要部分を収録し、『横浜市の農業』として結果を報告します。

9 旧市区町村及び農業集落について

農林業センサスでは、各回の調査結果を連続して比較できるようにするため、昭和25年2月1日（1950年世界農業センサスの調査期日）における市区町村の区域（その後の分割合併により複数の市区町村に分かれている場合は、令和2年2月1日現在の市区町村の区域に含まれるそれぞれの範囲とし、旧市区町村名の後に2-1、2-2等の数字が添付されている）を「旧市区町村」として、調査結果の集計等の範囲を固定しています。

また、市区町村の区域の一部において農業上形成されてきた地域社会である「農業集落」の区域、又は、必要に応じてこれを分割、合併した区域を調査区として設定し調査・集計の単位としています。

横浜市の行政区と旧市区町村の対応表

行政区	旧市区町村	行政区	旧市区町村	行政区	旧市区町村
鶴見区	鶴見区	港北区	港北	戸塚区	戸塚町
神奈川区	神奈川区		新田村 2-1		豊田村 2-1
西区	西区	緑区	中里村 2-1		川上村
中区	中区		田奈村 2-1		大正村 2-1
南区	南区 2-1		新治村 2-2		中川村 3-1
港南区	南区 2-2	青葉区	山内村 2-1	栄区	本郷村
保土ヶ谷区	保土ヶ谷区 2-1		中里村 2-2		豊田村 2-2
	二俣川村 2-1		田奈村 2-2	泉区	中和田村
	新治村 2-1		都筑中川村 2-1		中川村 3-3
旭区	保土ヶ谷区 2-2	都筑区	川和町 2-1	瀬谷区	大正村 2-2
	二俣川村 2-2		新田村 2-2		中川村 3-2
	都岡村		都筑中川村 2-2		瀬谷村
磯子区	磯子区		川和町 2-2		
金沢区	金沢区		山内村 2-2		